

請 願 第 2 号

令和6年9月2日

観音寺市議会議長 大矢 一夫 様

名 称 KHJ 香川県オリーブの会
代 表 松本 一幸、平野 明子
紹介議員 石山 秀和、白川 雅仁

「ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書」の提出を求める請願

趣旨

様々な背景からひきこもり状態にある全ての方々に対し、本人の意思を尊重しつつ、より望ましい方向性を目指していけるよう、支援のための法整備を求める意見書を国に対して提出していただくよう請願します。

請願事項

令和5年に内閣府が公表した調査結果では、ひきこもり状態にある人は若年層だけでなく、40歳以上の中高年層まで幅広い層に及ぶことが分かっています。

しかしながら、現状では、ひきこもり支援に特化した法律はなく、関係する法律として、「子ども・若者育成支援推進法」や「生活困窮者自立支援法」があるものの、支援の対象が若者世代に限られることや、生活に困窮している場合に限られるなど、それぞれの法のはざまで支援が受けられず、苦しんでいる方がたくさんいます。

また、国は、ひきこもり支援の核として、令和4年度から「ひきこもり支援ステーション事業」を開始していますが、その実施は一部の市区町村にとどまっており、居住地によっては十分な支援が受けられないなど自治体間での格差も生じています。

ひきこもりは社会全体で取り組むべき重要な課題です。ひきこもり支援を既存の法制度に依拠して実施するのではなく、新たに特化した法制度を設け、支援体制等を明文化すべきです。

よって、年齢や所得の状況、居住地等にかかわらず、誰もが必要な支援を受けることができるよう、国に対して、別紙の意見書案のとおり、「ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書」を提出していただくよう請願します。

(別紙)

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書（案）

令和5年3月に、内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果では、ひきこもり状態にある人は15歳から64歳までの年齢層の約2%の146万人に及ぶと推計されており、若年層から中高年層までの幅広い世代のニーズに対応した支援が求められています。現時点では、ひきこもり支援に特化した法律は制定されていません。

ひきこもり支援に関係した法整備としては、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」がありますが、対象が若者世代に限られているほか、平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、支援の対象者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法のはざままで支援を受けることができないケースが生じています。

また、国はひきこもり支援の核として、令和4年度から相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、その実施は一部の市区町村にとどまっており、自治体間での格差が生じています。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、ひきこもりを社会全体で取り組むべき重要な課題として捉え、ひきこもり支援に特化した法制度を設け、支援体制等を明文化し、年齢や所得の状況にかかわらず、誰もが全国どこでも必要な支援を受けることができるよう、ひきこもり支援基本法を制定することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年 月 日
観音寺市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		